

1. 医療法人関係手続一覧（申請及び届出）

事 項 (根 拠 規 定)	提 出 書 類	認可申請、届出 の 時 期 等
設 立 設立認可の申請 ○法第44条第1項 ○規則第31条	医療法人設立認可申請書 様式1 (添付書類) ①定款又は寄附行為 ②設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録 ③設立決議録 ④設立趣意書 ⑤役員及び社員（評議員）の名簿 ⑥不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類 ⑦当該医療法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 ⑧法第42条第4号又は第5号の附帯業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類 ⑨設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 ⑩設立者の履歴書 ⑪設立代表者が適法に選任されたこと及びその権限を証明する書類 ⑫役員の就任承諾書及び履歴書 ⑬開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面	設立しようとするとき
	設立登記の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条の12 ①登記事項証明書	医療法人設立登記完了届 様式2 (添付書類) ①登記事項証明書
役 員 理事を1人又は2人にする場合の認可の申請 ○法第46条の2第1項 ただし書 ○規則第31条の3	医療法第46条の2第1項ただし書の規定による認可申請書 様式3	事前
医師、歯科医師以外の者を理事長とする場合の認可の申請 ○法第46条の3第1項 ただし書 ○規則第31条の4	医療法第46条の3第1項ただし書の規定による認可申請書 様式4 (添付書類) ①理事長就任予定者の履歴書 ②認可されれば理事長に就任する旨の承諾書	事前

事 項 (根 拠 規 定)	提 出 書 類	認可申請、届出 の 時 期 等
<p>管理者を理事に加えない 場合の認可の申請 ○法第47条第1項た だし書 ○規則第31条の5</p>	<p>医療法第47条第1項ただし書の規定に よる認可申請書 様式5</p>	<p>事前</p>
<p>登記事項変更登記完了の 届出 (理事長に変更があった とき) ○法第43条第1項 ○令第5条の12</p>	<p>登記事項変更登記完了届 様式6 (添付書類) ①登記事項証明書</p>	<p>登記後遅滞なく</p>
<p>役員変更の届出 ○令第5条の13</p>	<p>役員変更届 様式7 (添付書類) ①新たに就任した役員の就任承諾書 ②新たに就任した役員の履歴書</p>	<p>変更後遅滞なく</p>
<p>定款又は寄 附行為の変 更</p> <p>定款又は寄附行為の変更 の認可の申請 ○法第50条第1項 ○規則第32条</p>	<p>定款(寄附行為)変更認可申請書 様式8 (添付書類) ①定款又は寄附行為変更の内容(新旧条照 表を添付すること。)及びその事由を記 載した書類 ②社団の医療法人にあっては社員総会の 議事録、財団の医療法人にあっては理事 会(評議員会)の議事録</p> <p>A. 新たに病院、法第39条第1項に規定 する診療所又は介護老人保健施設を開 設しようとする場合、次の書類を添付 ③当該医療法人の開設しようとする病院、 診療所又は介護老人保健施設の診療科 目、従業員の定員並びに敷地及び建物の 構造設備の概要を記載した書類 ④開設しようとする病院、診療所又は介護 老人保健施設の管理者となるべき者の 氏名を記載した書面</p> <p>B. 法第42条各号に掲げる業務を行う場 合、次の書類を添付 ⑤当該業務に係る施設の職員、敷地及び建 物の構造設備の概要並びに運営方法を 記載した書類</p> <p>C. 法第42条の2第1項の収益業務を行 う場合、次の書類を添付 ⑥収益業務の概要及び運営方法を記載し た書類</p>	<p>事前</p>

事 項 (根 拠 規 定)	提 出 書 類	認可申請、届出 の 時 期 等
	A～Cのいずれかに該当する場合、次の書類を添付 ⑦定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 ⑧新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合、その契約書又は申込書の写しとそれが不動産であるときは登記事項証明書及びその評価額を証明する書類 ⑨土地、建物等を賃借する場合、その契約書の写しと登記事項証明書	
定款又は寄附行為の変更の届出 (事務所の所在地又は公告の方法に変更があったとき) ○法第50条第3項 ○規則第32条の2	定款(寄附行為)変更届 様式9 (添付書類) ①定款又は寄附行為	変更後遅滞なく
従たる事務所の新設登記の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条の12	従たる事務所の新設登記完了届 様式10 (添付書類) ①登記事項証明書	登記後遅滞なく
事務所の移転登記の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条の12	事務所移転登記完了届 様式11 (添付書類) ①登記事項証明書	登記後遅滞なく
登記事項変更登記完了の届出 (その他登記事項に変更があったとき) ○法第43条第1項 ○令第5条の12	登記事項変更登記完了届 様式6 (添付書類) ①登記事項証明書	登記後遅滞なく
決 算 決算の届出 ○法第52条第1項	決算届 様式12 (添付書類) ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書 ⑤監事の監査報告書 ア. 社会医療法人の場合、次の書類を添付 ⑥法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類 イ. 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付(ただし、⑩及び⑪は社会医療法人に限る。) ⑦純資産変動計算書	毎会計年度終了後3月以内

事 項 (根 拠 規 定)	提 出 書 類	認可申請、届出 の 時 期 等
	⑧キャッシュ・フロー計算書 ⑨附属明細表 ⑩公認会計士又は監査法人の監査報告書 ⑪法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類	
登記事項変更登記完了の届出 (純資産額に変更があったとき) ○法第43条第1項 ○令第5条の12	登記事項変更登記完了届 様式6 (添付書類) ①登記事項証明書	登記後遅滞なく
解散・清算 解散の認可の申請 (目的たる業務の成功の不能又は社員総会の決議によって解散するとき) ○法第55条第3項 ○規則第34条	医療法人解散認可申請書 様式13 (添付書類) ①理由書 ②社団の医療法人にあっては社員総会の議事録、財団の医療法人にあっては理事会(評議員会)の議事録 ③財産目録及び貸借対照表 ④残余財産処分事項	事前
清算人の就任登記の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条の12	清算人の就任登記届 様式14 (添付書類) ①登記事項証明書 ②清算人の履歴書 ③清算人の就任承諾書	登記後遅滞なく (同時に行う)
解散登記の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条の12	医療法人解散登記完了届 様式15 (添付書類) ①登記事項証明書	
解散の届出 (定款若しくは寄附行為をもって定めた解散事由の発生又は社員の欠乏によって解散したとき) ○法第55条第5項	医療法人解散届 様式16 (添付書類) ①理由書 ②財産目録及び貸借対照表 ③残余財産処分事項 ④登記事項証明書 ⑤清算人の履歴書 ⑥清算人の就任承諾書	解散登記後遅滞なく (清算人の就任登記の届出及び解散登記の届出の添付書類を併せて提出する)
残余財産の処分の認可の申請 ○旧法第56条第2項 ○旧法第56条第3項	残余財産処分認可申請書 様式17 (添付書類) ①解散の理由書 ②財産目録及び貸借対照表 ③残余財産処分事項 ④残余財産の帰属者の同意書 ⑤社団の医療法人にあっては総社員の同意書	解散登記後遅滞なく (清算人の就任登記の届出及び解散登記の届出と併せて行う)
清算終了の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条12	医療法人清算終了届 様式18 (添付書類) ①登記事項証明書	登記後遅滞なく

事 項 (根 拠 規 定)	提 出 書 類	認可申請、届出 の 時 期 等
合 併 合併の認可 ○法第 5 7 条第 4 項 ○規則第 3 5 条 ○規則第 3 6 条	医療法人合併認可申請書 様式 1 9 (添付書類) ①理由書 ②社団の医療法人にあつては社員総会の 議事録、財団の医療法人にあつては理事 会 (評議員会) の議事録 ③合併契約書の写し ④合併による医療法人の設立事務権限委 任状 ⑤定款又は寄附行為 (合併前及び合併後) ⑥財産目録及び貸借対照表 (合併前) ⑦合併後 2 年間の事業計画及びこれに伴 う予算書 ⑧新たに就任する役員の就任承諾書及び 履歴書 ⑨開設しようとする病院、診療所又は介護 老人保健施設の管理者となるべき者の 氏名を記載した書面	事前
合併登記の届出 ○法第 4 3 条第 1 項 ○令第 5 条の 1 2	医療法人合併登記完了届 様式 2 0 (添付書類) ①登記事項証明書	登記後遅滞なく
仮 理 事 仮理事の選任の申請 (理事が欠けた場合にお いて、医療法人の業務が 遅滞することにより損 害を生ずるおそれがあ るとき) ○法第 6 8 条第 1 項 ○民法第 5 6 条	仮理事選任申請書 様式 2 1 (添付書類) ①仮理事の履歴書 ②仮理事の就任承諾書 ③役員及び社員 (評議員) の名簿	事前
特別代理人 特別代理人の選任の申請 (医療法人と理事長との 利益が相反する契約等 を締結しようとする とき) ○法第 6 8 条第 1 項 ○民法第 5 7 条	特別代理人選任申請書 様式 2 2 (添付書類) ①特別代理人の履歴書 ③特別代理人の就任承諾書	事前

(注意) 上記提出書類の審査や確認のための必要な書類として、添付書類以外の書類を提出していただく
ことがあること。

※根拠規定中 法 = 医療法 (昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号)
令 = 医療法施行令 (昭和 2 3 年政令第 3 2 6 号)
規則 = 医療法施行規則 (昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号)
改正法 = 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部改正する法律
(平成 1 8 年法律第 8 4 号)
旧法 = 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部改正する法律
(平成 1 8 年法律第 8 4 号) 第 2 条の規定による改正前の医療法